平成２６年（フ）第１７４号
埼玉県川口市前川１丁目５―５―102
破産者　植木　一貴
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４１号
埼玉県三郷市栄１丁目12番地
破産者　北　　末定
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５５号
東京都足立区扇２丁目35―６
破産者　平山　久美
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４８号
富山県高岡市問屋町261番地
破産者　有限会社坂本商会
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１７３号
富山県射水市有磯２丁目33番地５
破産者　Ｈ．Ｓ．Ｖ．株式会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１６４４号
名古屋市千種区丸山町３丁目27番地
破産者　白扇株式会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４６４号
名古屋市中区栄２丁目15番10号
破産者　株式会社ライフ・アシスト
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９９９号
名古屋市緑区黒沢台１丁目904番地
破産者　有限会社マツモト物流
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８１０号
大阪市城東区永田２丁目２番21号
破産者　株式会社精洸社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８６５号
大阪市旭区高殿６丁目18番３号
破産者　株式会社ヨネザワ
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８７９号
大阪市中央区安堂寺町１―３―８
破産者　有限会社フリースタッフ
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２１号
神戸市中央区北長狭通７丁目３番３号
破産者　西村ペーパープラス株式会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
広島県東広島市西条町西条東802番地１
破産者　株式会社良環（旧商号ジャワール株式会社）
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０４号
岡山市南区西市668番地32
破産者　鳥屋尾美子
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８号
愛媛県松山市朝生田町７丁目10番４号
破産者　有限会社一建築
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０３号
福岡県太宰府市御笠５丁目７番２号
破産者　久我土木建設株式会社
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５３号
長崎県諫早市鷲崎町408番地１
破産者　株式会社エコロディア
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
岩手県遠野市松崎町白岩13地割６番地１
破産者　株式会社仙研
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３９３号
宮城県仙台市青葉区国分町３丁目11番36号
破産者　株式会社スプラッシュ
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３６５３号
東京都港区赤坂７丁目３番37号　プラース・カナダ１階
破産者　一般社団法人日本結界研究所
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６号
神奈川県平塚市八重咲町９番３号
破産者　湘南コンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４５号
静岡県浜松市南区飯田町958番地の２
破産者　有限会社アドバンスインターナショナル
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係